

専決処分について

次の事項について、令和6年4月16日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年5月17日提出

春日市長 井 上 澄 和

小学校における除草作業に起因する自動車損傷事故に伴う損害賠償の額の決定について

提案理由

小学校における除草作業に起因する自動車損傷事故に伴う損害賠償の額を決定し、緊急に和解契約を締結する必要性が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、小学校における除草作業に起因する自動車損傷事故に伴う損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和6年4月16日

春日市長 井 上 澄 和

1 相手方

個人

2 事故の概要

令和6年3月29日(金)午後1時30分頃、春日市立白水小学校の教職員駐車場周辺において本市職員が除草作業を行っていた際に、草刈機ではねた石が当該駐車場に駐車していた相手方自動車に当たったことにより、相手方自動車のリアガラスを破損し、相手方に物的損害を与えたものである。

3 損害賠償額

129,000円